

都市再生施策の 進捗状況等

「都市再生プロジェクト」の進捗状況

「20世紀の負の遺産の解消」と「21世紀の新しい都市創造」に向け、関係府省が総力をあげて取組

これまでに16プロジェクトを決定

- (第一次決定) 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備
大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築
中央官庁施設のPFIによる整備
- (第二次決定) 大都市圏における国際交流・物流機能の強化
大都市圏における環状道路体系の整備
大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成
都市部における保育所待機児童の解消
PFI手法の一層の展開
- (第三次決定) 密集市街地の緊急整備
都市における既存ストックの活用
大都市圏における都市環境インフラの再生
- (第四次決定) 東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成
北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成
地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり
- (第五次決定) 国有地の戦略的な活用による都市拠点形成
- (第六次決定) 琵琶湖・淀川流域圏の再生

1. 第一次決定(平成13年6月)

(1) 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備

東京都臨海部有明の丘地区及び川崎市臨海部東扇島地区における整備着手を決定(H14年12月)

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本方針策定(H16年1月)

両地区の用地権原の確保、本部施設の設計条件等の設定(H15年度)、基本設計、実施設計を実施予定(H16年度)

大阪圏においても、基幹的広域防災拠点及び広域防災拠点の配置ゾーン等を内容とする広域防災拠点基本構想策定(H15年6月)

(2) 大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築

東京圏においては、関係各省及び7都県市からなるゴミゼロ協議会を設置(H13年7月)

廃棄物の減量化目標の設定、廃棄物処理・リサイクル施設の整備、静脈物流システムの構築等について、とりまとめを実施(H14年4月)し、施策を推進中

とりまとめの進捗状況についてのフォローアップを実施(H15年7月)

東京湾臨海部において、廃プラスチック・食品廃棄物・建設混合廃棄物等のリサイクル、PCB廃棄物の無害化処理等、個別事業を推進中

京阪神圏においても、関係各省及び9府県市からなる協議会を設置(H14年7月)

廃棄物の減量化目標の設定、廃棄物処理・リサイクル施設の整備、静脈物流システムの構築、循環型社会形成に向けた環境整備等について、とりまとめを実施(H15年3月)し、施策を推進中

大阪湾・瀬戸内臨海部(大阪、兵庫、和歌山)において、廃タイヤのリサイクル、PCB廃棄物の無害化処理等、個別事業を推進中

(3) 中央官庁施設のPFIによる整備

(第五次決定「国有地の戦略的な活用による都市拠点形成」欄参照)

2. 第二次決定(平成13年8月)

(1) 大都市圏における国際交流・物流機能の強化

～空港～

空港の機能強化について、以下の通り推進中

- ・成田空港の暫定平行滑走路供用開始(H14年4月)
- ・羽田空港再拡張事業について、H16年度予算において事業化が認められた。H16年度には、新設滑走路等の入札・契約手続、環境影響評価手続、PFI方式を用いた国際線地区のターミナル、エプロン等の整備に係る制度設計等の検討調査を実施予定
- ・関西国際空港二期島の埋立工事を実施中
- ・中部国際空港の埋立概成(H15年2月)、旅客ターミナルビル等の工事を実施中

成田高速鉄道アクセス事業の推進、京急蒲田駅改善事業の推進等、空港アクセスの利便性を向上

～港湾～

港湾荷役作業について、元日を除く364日24時間化が実現(H13年11月)

ゲート作業の24時間化実現に向け、横浜港において実証実験(H14年10月～H15年1月)を実施後、主要港湾を中心として、ゲート作業の24時間化へ向けた取組を実施中

輸出入・港湾関連手続きのワンストップサービスを実現(H15年7月)

本システムの利用拡大に向け、利用者への説明を行うとともに国際標準に沿った、より信頼性・利便性の高いシステムの検討を実施予定

湾内ノンストップ航行の実現に向けて、東京湾口航路の整備、航行管制・支援機能強化のための整備を実施中

国際水準の高規格コンテナターミナル整備等の物流機能強化策を展開中

アジア主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現を目指す先導的・実験的な試みであるスーパー中核港湾の指定について、候補となっている東京港・横浜港、名古屋港、神戸港・大阪港、北九州港及び博多港からの選定作業を実施中

(2) 大都市圏における環状道路体系の整備

東京圏においては、中央環状王子線等(H14年12月)及び圏央道つくばJCT～つくば牛久IC間(H15年3月)を供用する等、引き続き、三環状道路の整備を推進中

東京外かく環状道路(関越～東名)については、計画の具体化に向けて構想段階におけるPIを実施中

大阪圏においては、事業中区間については、淀川左岸線の地下構造への都市計画変更を行う等、鋭意推進中(H14年7月)

「都市再生環状道路整備促進委員会」を設置(H14年1月)

淀川左岸線延伸部の計画策定にあたり、PIを実施するため、「淀川左岸線延伸部有識者委員会」を設置(H16年3月)

福岡圏においては、福岡外環状道路 福岡市博多区立花寺～井相田間(H15年12月)を供用開始

(3) 大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成

関係府省、関係地方公共団体、地元経済団体による「大阪圏ライフサイエンス推進協議会」を設置(H13年11月)

「関西ライフサイエンスの国際拠点形成基本構想」(関西バイオ推進会議策定)の実現に向けて支援を行うことを確認(H14年6月)

医療基盤技術研究施設や起業支援施設の整備等の事業をフォローアップするための協議会を開催(H15年7月)

- ・臨床研究情報センターの整備(H15年7月稼動)

- ・神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター／神戸大学インキュベーションセンター竣工（H16年3月）
- ・神戸バイオメディカル創造センター（起業化支援施設）竣工（H16年3月）
- ・医薬基盤研究所（仮称）の開設（H16年4月）
- ・彩都ライフサイエンスパークのまちびらき（H16年4月）

（４）都市部における保育所待機児童の解消

利用しやすい場所における保育所等の設置促進等のため、都市計画・建築規制の特例による容積率の緩和に係る運用通知を发出（H13年9月）

商店街の空き店舗活用に係る改修費補助や駅から郊外の保育所への送迎サービス補助を創設（H14年度）

公営住宅等の建替えにあたっての保育所等の設置を基本とする旨を周知徹底

ビル内における保育所設置をより容易にするための設置基準の見直し（H15年1月施行）

（５）PFI手法の一層の展開

九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備事業について、事業契約を締結（H16年3月）

国家公務員宿舎整備事業（赤羽住宅、駒沢住宅）について、事業契約を締結（H14年12月）

国立大学等のPFI事業（九州大学（元岡）研究教育棟、総合地球環境学研究所（上賀茂）など11大学14事業）について事業者を選定（H15年度）

新たにPFIを活用した施設整備を図るため、事業化に向けての導入可能性調査等の実施準備を開始（H15年度）

一般廃棄物処理施設について、4事業が着工済（H14年8月～H15年10月）

東京都営南青山一丁目団地の建替えは、事業者と基本協定を締結（H14年10月）し、工事着工（H16年3月）

北九州港の国際コンテナターミナルについて、PFI事業実施協定を締結（H16年2月）、工事着工（H16年2月）

3．第三次決定（平成13年12月）

（１）密集市街地の緊急整備

住民の主体的取り組みに対する支援措置として、

- ・都市再開発法を改正し、一定の要件に該当する民間会社を施行者に追加（H14年6月施行）
- ・都市計画法、建築基準法等を改正し、都市計画の提案制度の創設、地域の実情に応じた日影制限等の緩和メニューを追加（H15年1月施行）

密集法等を改正し、柔軟な権利調整等を行いつつ、建築物の更新等を行う防災街区整備事業の創設、防災上重要な道路、公園等の公共施設の整備促進のための制度の充実等を導入（H15年6月成立）

（２）都市における既存ストックの活用

既存建築物のストック対策として、

- ・増改築時等のバリアフリーの推進のためのハートビル法を改正（H15年4月施行）
- ・既存オフィス建築物等の住宅への用途転換に対する補助制度を拡充

既存住宅ストック対策として、

- ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律を制定（H14年12月施行）
- ・さらに、区分所有法等を改正（H15年6月施行）
- ・既存住宅の性能の表示・評価に関する基準を策定（H14年12月実施）
- ・公共賃貸住宅のストック総合活用計画の策定を周知徹底

大阪御堂筋の再生については、

- ・地元関係者からなる御堂筋再生プロジェクト研究会を発足（H14年4月）
- ・社会実験（オープンテラス、駐輪対策）を実施（H14年10月、H15年11月）

(3) 大都市圏における都市環境インフラの再生

まとまりのある自然環境の保全については、再生・創出の方策も併せて考慮した「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を策定（H16年3月）

近畿圏においても、「近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議」を発足（H16年3月）

海の再生については、関係省庁、自治体からなる「東京湾再生推進会議」を設立（H14年2月）し、七箇所のアピールポイントを設定してポイント毎の目標を定めることなどを内容とする「東京湾再生のための行動計画」を策定（H15年3月）、施策の進捗状況をチェックアップ（H16年2月）

大阪湾についても、関係省庁、自治体からなる「大阪湾再生推進会議」を設立（H15年7月）、森・川・海のネットワークを通じて美しく親しみやすい豊かな「魚庭（なにわ）の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出することを目標とした「大阪湾再生行動計画」を策定（H16年3月）

水循環系再生構想の策定については、モデル流域として寝屋川等を選定し、再生構想を策定（H15年6月）

寝屋川流域においては、提案された施策の具体化に向けた事業を実施予定、流域の各NPOが参画するネットワーク組織も形成

神田川流域においては、「神田川再生構想検討会」を設置（平成16年2月）し、まちづくりとの連携を踏まえた都市河川の将来に向けての構想を策定予定

水都大阪の再生については、地元関係者からなる「水の都大阪」再生協議会を設立（H14年10月）

同協議会において、道頓堀川等の各ゾーンの特性に応じた取組み及び水の都を盛り上げるソフト事業の展開をめざす再生構想を策定（H15年3月）

大阪湾堺臨海部における緑の拠点形成については、低未利用地の企業保有地（堺2区）を長期にわたり暫定利用することにより緑化の拡大を図る整備計画を策定し、一部事業を実施予定（H16年度）

4. 第四次決定（平成14年7月）

(1) 東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成

東京圏の連携体制を支え、総合的かつ集中的な支援推進を図るため、関係府省、関係地方公共団体、地元経済団体による「東京圏ゲノム科学推進協議会」を設置（H15年1月）

関係地方公共団体、地元経済団体、NPOからなる「東京圏ゲノム科学連携会議」（H15年3月設立）において「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成プロジェクト基本構想」を取りまとめ、協議会に報告（H16年2月）

(2) 北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成

アジア産業拠点形成連絡会（福岡県、北九州市、福岡市）を設置（H14年7月）し、IT（LSI）、環境産業、及び観光振興等の分野において各種施策を推進中

- ・海外（13か国）及び九州の26都市からなるアジア太平洋都市観光振興機構（副会長：福岡市長）を設立（H14年8月）し、観光分野の連携を強化
- ・福岡香椎・臨海東地域を都市再生緊急整備地域に指定（H14年10月）し、新たなビジネス拠点の形成を支援
- ・「シリコンシーベルトサミット」を福岡にて開催（H15年1月、H16年3月）
- ・内閣官房、関係省庁も出席し東京連絡会を開催（H15年3月）
- ・アジア太平洋都市観光振興機構第1回総会を釜山広域市において開催（H15年9月）
- ・システムLSI総合開発センター（仮称）着工（福岡市ももち地区）（H15年11月）

(3) 地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり

「人と環境を重視した都心づくり」(札幌市)

- ・「緑を感じる街並み形成計画策定委員会」及び「都心交通計画策定委員会」を受け、歩いて暮らせる豊かで快適な都心の創造に向け、札幌駅前通の地下歩行空間整備や創成川の環境整備等を検討し、計画策定予定(H16年度)
- ・「積雪地の都市における雪冷熱エネルギーの有効利用方策調査」を継続実施中
- ・上記検討を受け、学識経験者、並びに、国及び地方の関係行政機関からなる「人と環境を重視した都心づくり推進協議会」を開催(H16年3月)

「緑美しい都市の実現」(仙台市)

- ・内閣官房を含む関係行政機関からなる「緑美しい杜の都推進協議会」を設置(H14年11月)し、公共交通機関の利用促進等、都心部の自動車交通量の削減とともに、広幅員道路空間再構成の早期実現化に向け、交通需要マネジメント施策、段階的な車線運用などについて検討・推進中であり、車線数減少による交通への影響を検証する社会実験を実施(H15年11月)
- ・仙台市東西線の事業許可(H15年9月)

「水の都の再生」(広島市)

- ・内閣官房を含む関係行政機関、民間団体、市民等からなる「水の都ひろしま推進協議会」を設置(H14年10月)
- ・市民と行政が協働し、より魅力的な水都文化の形成等を内容とする「水の都ひろしま」構想を策定(H15年1月)
- ・同協議会において、同構想の実現化を促進するための実施計画である「水の都ひろしま」推進計画を策定(H15年10月)
- ・計画に基づき、太田川の河川及び河岸緑地を積極的に開放し、水の都の再生を目指す全国初の試行的な取り組みを実施予定

5. 第五次決定(平成15年1月)

(1) 国有地の戦略的な活用による都市拠点形成

大手町合同庁舎跡地の活用による国際ビジネス拠点の再生

関係地権者、東京都、千代田区等からなる大手町まちづくり推進会議が、連鎖型都市再生の基本方針等を取りまとめ、地権者へ公表(H16年3月)

中央合同庁舎第7号館の整備を契機とした国有地を含む街区全体の再開発

中央合同庁舎第7号館(文部科学省・会計検査院の建替え)の整備等について、事業契約を締結(H15年6月)

文部科学省、会計検査院のある霞ヶ関三丁目南地区の街区について、市街地再開発事業による官民合築の施設整備を検討、地区計画の変更等都市計画決定(H16年3月)

名古屋市における国公有地と民有地での一体的建替えによる複合都市拠点の形成

財務省、国土交通省、名古屋市等からなる「名古屋市名城・柳原地区都市再生プロジェクト推進協議会」を設置(H15年5月)し、地区整備の基本コンセプトを検討中

米軍から返還された国有地のうち、処分を留保していた地区(留保地・全体で約400ha)について、基本方針を転換し、今後は計画的な活用を促進(H15年6月財政審答申)

土地の有効利用に向け、地元地方公共団体主導による利用計画の策定推進と国の支援措置を拡大

6. 第六次決定(平成15年11月)

(1) 琵琶湖・淀川流域圏の再生

琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿で次世代に継承しうる「自然と共生した流域圏・都市圏の再生」について、関係省庁、関係地方公共団体等からなる体制を構築し、必要な施策を推進予定

「民間都市開発投資促進のための緊急措置」の 進捗状況

1. 都市再生特別措置法に係る経緯

- 平成14年 6月 都市再生特別措置法の施行
- 平成14年 7月 都市再生緊急整備地域の指定（第1次）
（東京都、大阪府、大阪市、名古屋市、横浜市）
- 平成14年10月 同 上 （第2次）
（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都府、
京都市、兵庫県、神戸市、高松市、北九州市、福岡市）
- 平成15年 2月 「都市再生ファンド」にかかる予算措置
（平成14年度補正予算）
- 平成15年 4月 都市再生事業に関する税の特例措置を創設
- 平成15年 7月 都市再生緊急整備地域の指定（第3次）
（さいたま市、柏市、川崎市、相模原市、岐阜市、静岡市、岡山市、広島市、那
覇市）
- 平成16年 4月 都市再生特別措置法の改正

2. 都市再生緊急整備地域の指定

53地域 約6,103ha （第1次～第3次指定の総計）

3. 都市再生特別措置法の特例の適用状況

都市再生特別地区

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域において、心斎橋筋一丁目地区（心斎橋そごう）を都市計画決定（H15年2月）

名古屋駅周辺・伏見・栄地域において、名駅四丁目地区（豊田・毎日ビル）を都市計画決定（H15年2月）

札幌駅・大通駅周辺地域において、北3西4地区（日本生命ビル）を都市計画決定（H15年7月）

横浜山内ふ頭地域において、山内ふ頭周辺地区を都市計画決定（H15年12月）

大崎駅周辺地域において、大崎駅西口E東地区を都市計画決定（H16年1月）

神戸三宮駅南地域において、三宮駅前第1地区（神戸新聞会館跡地）を都市計画決定（H16年3月）

高松駅周辺・丸亀町地域の高松丸亀町商店街A街区周辺地区において、高松丸亀町商店街A街区市街地再開発組合が都市計画を提案（H16年2月）

金融支援等のための国土交通大臣認定

環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域において、都営南青山一丁目団地建替プロジェクト（PFI的手法による）を認定（H15年1月）

東京臨海地域において、臨海副都心有明南LM2・3区画開発事業を認定（H15年5月）

秋葉原・神田地域において、（仮称）UDXビル計画（秋葉原3-1街区）を認定（H15年10月）

名古屋駅周辺・伏見・栄地域において、（仮称）名駅四丁目7番地区共同ビル（豊田・毎日ビル）建設事業を認定（H15年12月）

東京臨海地域において、晴海二丁目地区都市再生事業を認定（H16年2月）

守口大日地域において、三洋電機・大日地区開発計画を認定（H16年3月）

福岡天神・渡辺通地域において、新天神地下街建設事業を認定（H16年3月）

4. 各地域の主な動き

札幌市

[札幌駅・大通駅周辺地域]

札幌市北3西4地区（日本生命ビル）において、都市再生特別地区の都市計画決定（H15年7月）

仙台市

[仙台駅西・一番町地域]

中央一丁目第二地区第一種市街地再開発事業を都市計画決定（H15年7月）

さいたま市

[さいたま新都心駅周辺地域]

さいたま新都心駅東側区域において、片倉工業（株）街区プロジェクト（商業施設等）が着工（H15年9月）

千葉県・柏市

[千葉駅周辺地域]

千葉中央第六地区市街地再開発事業を都市計画決定（H15年8月）、事業認可（H15年12月）

[柏駅周辺地域]

柏市と都市基盤整備公団が「柏駅西口北地区における都市の再生に資する事業の事業化の推進に関する基本協定」を締結（H15年10月）

東京都

都市再生緊急整備地域内の建築物について、東京都環境影響評価条例の対象規模（高さ、延べ面積）要件を緩和（H14年9月）

[東京駅・有楽町駅周辺地域]

関係地権者、東京都、千代田区等からなる大手町まちづくり推進会議が、連鎖型都市再生の基本方針等を取りまとめ、地権者へ公表（H16年3月）

八重洲・日本橋地区において、都営浅草線の東京駅接着、日本橋川再生等に係る地方公共団体等からの提案等を踏まえ、再開発の調査に着手

東京駅周辺の「特例容積率適用区域」において、東京駅舎の未利用容積を活用した（仮称）東京ビルの建替え工事着工（H15年10月）

みずほ銀行大手町本部ビル（旧富士銀行本店）再開発事業について、日本政策投資銀行による都市再生ファンドを適用（H16年2月）

[環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域]

環状二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業の認可（H14年10月）

都営南青山一丁目団地建替プロジェクト（PFI的手法による）について、金融支援等のための国土交通大臣認定（H15年1月）、工事着工（H16年3月）

六本木防衛庁跡地地区において、赤坂九丁目地区地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H15年3月）

汐留地区において、A街区まち開き（H14年10月）

H15年度中に、B、C、D（一部）、E街区及び西地区のチッタ・イタリア広場がオープン

六本木六丁目市街地再開発事業竣工（H15年4月）

中央合同庁舎第7号館について、PFI事業者を選定（H15年4月）、地区計画の変更等都市計画決定（H16年3月）

環状二号線（新橋～虎ノ門間：地下トンネル部）都市計画事業の認可（H15年10月）

[秋葉原・神田地域]

秋葉原ITセンター（仮称）秋葉原1街区着工（H15年5月）、秋葉原3-1街区着工（H15年8月）

（仮称）UDXビル計画（秋葉原3-1街区）について、日本政策投資銀行による都市再生ファンドを適用（H15年9月）、金融支援等のための国土交通大臣認定（H15年10月）

[東京臨海地域]

晴海三丁目地区市街地再開発事業を都市計画決定（H15年1月）

有明南地区地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H15年3月）

臨海副都心有明南LM2・3区画開発事業について、金融支援等のための国土交通大臣認定（H15年5月）

青海地区地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H15年8月）

有明南地区地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H15年8月、11月）

豊洲二・三丁目地区地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H15年11月）

東京都都市計画晴海防潮施設の都市計画決定（H15年11月）

豊洲二丁目土地区画整理事業の施行認可（H15年11月）

臨海副都心台場地区地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H16年1月）

晴海二丁目土地区画整理事業の事業認可（H16年2月）

晴海二丁目地区都市再生事業について、金融支援等のための国土交通大臣認定（H16年2月）

[新宿駅周辺地域]

西新宿六丁目西第六地区及び第七地区市街地再開発事業を都市計画決定（H14年11月）

西新宿八丁目成子地区市街地再開発事業を都市計画決定（H15年7月）

西新宿六丁目西第七地区市街地再開発事業の事業認可（H15年8月）

西新宿六丁目西第六地区市街地再開発事業の事業認可（H16年1月）

[大崎駅周辺地域]

大崎駅東口第三地区市街地再開発事業を事業認可（H15年7月）

品川区を中心とした「まちづくり連絡会」が「大崎駅周辺地域都市再生ビジョン（中間まとめ）」を作成・公表（H15年8月）

大崎駅西口E東地区について、都市再生特別地区を都市計画決定（H16年1月）

大崎駅西口E東地区地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H16年1月）

横浜市

[横浜山内ふ頭地域]

山内ふ頭周辺地区土地区画整理事業の事業認可（H15年3月）、都市再生特別地区の都市計画決定（H15年12月）

川崎市

[浜川崎周辺地域]

南渡田地区（北地区）において、地権者が用途地域の変更及び地区計画を提案（H15年8月）

[川崎駅周辺地域]

川崎駅西口堀川地区において、地区計画（再開発等促進区）を都市計画決定（H16年1月）

ミュージアム川崎セントラルタワー（川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業）について、日本政策投資銀行による都市再生ファンドを適用（H16年3月）

名古屋市

[名古屋千種・鶴舞地域]

千種二丁目地区について、商業・スポーツ施設事業者決定（H15年2月）及び分譲住宅事業者決定（H15年11月）

[名古屋駅周辺・伏見・栄地域]

名駅四丁目の都市再生特別地区を都市計画決定（H15年2月）
（仮称）名駅四丁目7番地区共同ビル（豊田・毎日ビル）建設事業について、金融支援等のための国土交通大臣認定（H15年12月）、着工（H16年1月）

京都府・京都市

[京都久世高田・向日寺戸地域]

キリンビール京都工場の跡地を対象に、地区計画の方針を都市計画決定（H15年2月）
JR新駅（H18年度開業予定）等の設置について関係者が合意（H15年5月）
キリンビール京都工場跡地の開発構想発表（H15年7月）

[京都南部油小路通沿道地域]

竹田藁屋町油小路通沿道街区地区における都市計画の決定及び変更（H15年7月）

[長岡京駅周辺地域]

長岡京駅西口地区第一種市街地再開発事業が工事着工（H15年7月）

大阪府・大阪市

[大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域]

心斎橋筋一丁目地区（心斎橋そごう）の都市再生特別地区を都市計画決定（H15年2月）、着工（H15年12月）

大阪駅改良工事着工（H16年3月）

大阪駅北地区において、

- ・国際コンセプトコンペを実施し、審査結果発表（H15年3月）
- ・「大阪駅北地区全体構想」策定（H15年10月）
- ・「大阪駅北地区まちづくり推進協議会」発足（H16年3月）

中之島地区において、

- ・中之島新線の工事着工（H15年5月）
- ・既存地下街や周辺開発と連携した新たな地下歩行者ネットワーク等についての全体計画策定（H15年6月）
- ・大阪大学病院跡地第1期事業コンペを実施、事業予定者決定（H15年12月）
- ・大阪大学中之島センター・キャンパスイノベーションセンター竣工（H16年4月）

[難波・湊町地域]

湊町地区において、地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H15年2月）

難波地区において、

- ・複合型商業施設「なんばパークス（第1期）」竣工（H15年10月）
- ・地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H15年11月）

[大阪コスモスクエア駅周辺地域]

地区計画（再開発等促進区）の都市計画変更（H16年2月）

[堺鳳駅南地域]

防災公園の都市計画決定（H15年9月）

[堺臨海地域]

新日本製鐵（株）から事業計画及び都市計画の提案（H15年10月）

地区計画（再開発等促進区）の都市計画決定（H16年2月）

[守口大日地域]

三洋電機（株）からの提案を受け、用途地域の変更と地区計画の決定（H14年12月）

三洋電機・大日地区開発計画について、金融支援等のための国土交通大臣認定（H16年3月）

神戸市

[ポートアイランド西地域]

進出企業に対する税制の減免等の優遇措置を講ずる神戸起業ゾーン条例の対象地域を緊急整備地域であるポートアイランド西地域全体に拡大（H14年10月）

当該地域北西部のコンテナバースについて、港湾計画（H15年7月）、都市計画を変更（H15年9月）

[神戸三宮駅南地域]

三宮駅前第1地区（神戸新聞会館跡地）において、（株）神戸新聞社からの都市再生特別地区の都市計画提案に基づき、都市計画決定（H16年3月）

高松市

[高松駅周辺・丸亀町地域]

丸亀町商店街A街区周辺地区において、高松丸亀町商店街A街区市街地再開発組合が都市計画を提案（H16年2月）

JR高松駅周辺再開発「サンポート高松」オープン（H16年3月）

福岡市

[福岡香椎・臨海東地域]

ドコモ九州香椎ビル竣工（H15年9月）

[福岡天神・渡辺通地域]

新天神地下街建設事業について、金融支援等のための国土交通大臣認定（H16年3月）

沖縄県・那覇市

[那覇旭橋駅東地域]

地域内の市街地再開発事業の事業主体となる「旭橋都市再開発株式会社」設立（H15年8月）

5. 都市再生予定地域

神奈川県・横浜市・川崎市

[京浜臨海都市再生予定地域]

関係省庁、地方公共団体等による協議会が、早急に整備すべき事項等を取りまとめ（H15年6月）

「全国都市再生～稚内から石垣まで～」の進捗状況

都市観光の推進

- ・稚内、松山、石垣等において、都市観光推進のための計画を策定（～H15年5月）
- ・ソフト・ハードにわたり積極的に新規事業等を実施（H15年度）
稚内市：2事業、松山市：3事業、石垣市：2事業など新規着手
稚内市・松山市においては、構造改革特区とも連携
- ・関係各省が重点支援

美しいまちづくり

（総務省・文化庁・経済産業省・国土交通省・地方公共団体）

- ・歴史的街並み・まちづくりを進めるための規制の活用・見直し、事業の推進施策をとりまとめ（H15年5月）

伝統的建造物群保存地区制度の活用

- ・地方公共団体が決定する伝統的建造物群保存地区について、国の重要伝統的建造物群保存地区としての選定を前提とせず、より広域的に決定できるよう運用を弾力化（H15年度）
- ・建築物規制の緩和措置について、改築のみならず街並みの保存に資する新築についても対象となることを明確化（H15年5月）

街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

- ・前面道路が4m未満の場合でも、条件を付して建築物更新ができる措置を導入（H15年12月）
- ・歴史的たたずまいを継承した更新等を可能とするため、防災性能について、具体の仕様を実証実験し、基準化することを検討（H16年春を目途に告示予定）
- ・全国一律の規制（準防火地域等）にかえて、地方公共団体が条例により、地域の状況に応じた防火基準を適用。京都市でH14年10月に条例制定
- ・建築基準法上の建ぺい率、道路斜線等の規制について、緩和メニューを導入（H15年1月）

景観整備・屋外広告物規制の見直し

- ・景観の整備・保全に関する基本法制を整備（今国会に提出）
- ・違反の広告旗や直接塗装の立看板について、即時撤去が可能となるよう、手続きを簡略化（構造改革特別区域法改正：H15年6月）。当該特例措置を全国化（今国会に提出）

電線類の地中化の推進

- ・H16年度からの新たな電線類地中化計画で、更なる簡便でコスト縮減が可能な方式の導入等の推進方策を検討中

街並みを大きく改変するおそれのある未整備都市計画道路の見直し

- ・各都市の都市計画道路網を検証し、長期末整備の都市計画道路の見直しを促進。京都市等において一部見直し済み。犬山市等において都市計画の見直し手続き開始予定（H16年度）

安全な歩行者空間確保のための施策の推進

- ・歩行者・自転車を優先した安全・快適な道路空間の実現のため、新たに「くらしのみちゾーン」として、意欲的な地区の取組を支援。島根県津和野町等において実施（H15年度）

地域活性化のための既存ストックの活用

- ・従来新築を対象としていたモデル住宅の整備費補助について、改修、移転等の場合も対象とするよう措置（H15年度）
- ・商店街の空き店舗において、保育施設や高齢者向けの交流施設等への活用のための改装費等の補助を実施（H14年度）

- ・地域交流センター等の整備にあたり、新築のみでなく、改修等による場合もまちづくりに係る統合補助金の補助対象となることを明確化（H15年度）

環境まちづくり

（環境省・国土交通省・総務省・農林水産省・経済産業省・地方公共団体等）

- ・環境共生まちづくりの全国的なモデルとなる7地域の提案を選定（H15年6月）

室蘭市	製鉄技術等を活かした廃棄物処理・リサイクル関連施設の集積等
飯田市	地元産木材を活用した環境共生住宅の導入や地元農産物の域内消費の推進等
田原市	風力・太陽光等自然エネルギーや菜種油・畜産糞尿等バイオマスエネルギーの複合的な導入等
近江八幡市	琵琶湖の水質改善に配慮した雨水利用システムの導入や透水性舗装などの総合的な展開等
京都市	導水事業による水量回復や水辺空間の整備による都市内の中小河川（西高瀬川、堀川）の再生等
北九州市	隣接の工場の余剰電力や廃熱を導入した地域エネルギーシステムの構築等
日南市	歴史的建造物である運河の石積護岸の復元や浚渫事業等による運河の水質改善と水辺空間の整備等
- ・各地域において協議会を設置し、地域の特性を活かした先進的な取組を推進
- ・ヒートアイランド対策に関する基本方針及び実施すべき具体の対策を体系的に取りまとめた「ヒートアイランド対策大綱」を策定（H16年3月）
- ・大規模な敷地の建築物を対象とした緑化率規制を導入（今国会に都市緑地保全法等の改正法案を提出）

防犯まちづくり

（警察庁・文部科学省・経済産業省・国土交通省・地方公共団体）

- ・公共施設等の整備・管理に係る防犯上留意すべき事項等関係省庁における防犯まちづくりに関する具体的な施策等を取りまとめ（H15年7月）
- ・全国6地区においてケーススタディを実施（H14年11月）
 - 東大阪市で防犯ボランティア組織が結成される等自主的な取組が進展（H15年5月）
- ・試験結果等を踏まえ、防犯性能の高い建物部品を目録に掲載、公表（H16年4月）。今後住宅性能表示の対象として基準化に向けて検討

防災まちづくり

（内閣府・地方公共団体・経済団体）

- ・企業の自主防災や官民連携による帰宅困難者対策など企業と防災の在り方について方向性のとりまとめ（H15年4月）
- ・内閣府等がモデル地区を選定、具体の検証や防災まちづくり推進方策を取りまとめ予定（H16年度内）

高齢者の安心まちづくり

（厚生労働省・国土交通省・地方公共団体）

- ・高齢者向け住宅・施設の整備、サービスの提供、住み替え支援方策等の検討
- ・高齢者向けの住宅・福祉施設について、検索、比較が可能となるよう、神戸市において、一元的な情報提供と相談体制を整備（H16年10月）

公共空間の多目的利用

- ・地域の状況に応じ、条例により、都市公園に、クアハウス、劇場などの設置が可能となるよう措置（H15年3月）
- ・河川の水辺空間の活用について、オープンカフェ等の民間主体の営利目的の利用を可能とする措置を試行的に実施（都市再生プロジェクトに係る区域及び都市再生緊急整備地域を対象）道頓堀川（大阪市）、太田川（広島市）で実証実験予定
- ・道路使用許可申請時における留意事項等を明確化（H16年3月）
- ・道路上のイベント等に係る道路占用の参考となる事例等を周知（H16年3月）

交通結節点の整備

- ・積極的に新規事業に着手、重点的に実施
- ・駅前広場について、鉄道事業者の負担を求めずに都市計画事業者が整備できるよう措置予定
- ・鉄道用地についての権利設定に関する鉄道抵当法の運用を明確化し、鉄道の上下空間の有効活用を促進（H15年6月）

民活と各省連携による地籍整備の推進

- ・関係省庁が協力して全国の都市部における地籍の整備を協力を推進（5年で都市部の約5割を実施、10年で概成）
- ・地籍調査の推進に加え、道路台帳の情報や既存の民間の測量成果（図面）を活用
- ・国直轄で地籍明確化の基準点となる街区の角の座標を確定（都市再生街区基本調査：H16年度予算新規 102億円）
- ・今後、法務局が境界の確定に関与して地籍の確定を迅速化するための法整備を予定（H17年以降）

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備

(平成13年6月 都市再生プロジェクト決定)

プロジェクト決定

東京圏における大規模・広域災害時に、救助活動や物資等の支援の受け入れといった災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、水上輸送等と連携した基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部に整備

施策の進展

平成13年12月、整備基本方針を策定

- ・東京臨海部及び川崎臨海部に適切に分散配置

平成14年度以降、用地費等を確保し事業に着手

平成16年1月、整備基本計画を決定(両地区の機能と配置を整理)

平成16年度は本部施設等の基本設計、実施設計を予定

平成19年度、暫定供用予定

- ・有明の丘地区(13.2ha)
広域防災のヘッドクォーター、広域支援部隊等のコア部隊のベースキャンプ等の機能を確保
- ・東扇島地区(15.8ha)
物流コントロールセンター等の機能を確保



大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築

(平成13年6月 都市再生プロジェクト決定)

プロジェクト決定

大都市圏において、廃棄物の発生抑制、資源としての再使用、再利用を進め、資源循環の「環」を形成することにより、ゴミゼロ型都市へ再構築する

- ・ 圏内の広域連携の下、高度の廃棄物・リサイクル関連施設を複合的に整備する
- ・ 併せて、水運等を活用した静脈物流システムを構築する

協議会設置・取りまとめ

東京圏

平成13年7月、国と七都県市から成る「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」設置

平成14年4月に最終報告を取りまとめ（産廃の最終処分量を、国の方針を5年前倒しして、平成17年度に半減とする等）

京阪神圏

平成14年7月、国と九府県市から成る「京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会」設置

平成15年3月に最終報告を取りまとめ（産廃の最終処分率を、国の基本方針（7%）を上回る4%に抑制（平成22年度）等）

進捗状況

東京圏（整備完了・稼働 6施設 着手・整備中 8施設）

京浜・千葉臨海部

- ・ 廃プラスチック・食品廃棄物等の高度リサイクル施設の整備が進展

東京臨海部

- ・ PCB無害化処理施設の整備に着手（平成27年までに処理完了予定）
- ・ 建設混合廃棄物のリサイクルなど8施設の整備に着手

京阪神圏

大阪湾・瀬戸内臨海部（大阪、兵庫、和歌山）

- ・ 廃タイヤのリサイクル施設、PCB無害化処理施設等の整備に着手

東京臨海部

整備完了 稼働

- ・ 廃情報機器類等リサイクル施設
- 着手 整備中(8施設)
- ・ PCB廃棄物の無害化処理施設、ガス化溶融等発電施設
- ・ 建設混合廃棄物、食品廃棄物等のリサイクル施設

京浜臨海部

整備完了 稼働

- ・ 廃プラ製コンクリート型枠用パネル製造施設
- ・ 難再生古紙リサイクル施設
- ・ 廃プラ アンモニア原料化施設
- ・ ペットtoペットリサイクル施設

千葉臨海部

整備完了 稼働

- ・ 食品廃棄物のメタン発酵ガス化施設

兵庫県(阪神)播磨臨海部

- ・ 廃タイヤのリサイクル施設
- ・ 自動車部品等のリサイクル施設等

リサイクルポート指定
(神戸港、姫路港)

大阪府臨海部

- ・ PCB廃棄物の無害化処理施設
- ・ 木質系廃棄物のリサイクル施設(調整中)等

和歌山県臨海部

中央官庁施設のPFIによる整備

(平成13年6月 都市再生プロジェクト決定)

本部での位置づけ

文部科学省、会計検査院についてPFI手法による建替えと官庁施設を含む街区全体の再開発の調査実施

進捗状況

- | | |
|----------|--|
| 平成14年11月 | 街区全体の再開発の方針決定
(街区全体の一体的な都市計画と官庁施設と隣接民間建築物が融合した建築物としての整備)
PFI事業者の募集開始 |
| 平成15年1月 | 街区全体の一体的な都市計画決定(地区計画) |
| 平成15年6月 | 選定事業者との事業契約締結 |
| 平成16年6月 | 再開発の事業認可予定 |
| 平成17年 | 着工予定 |
| 平成19年 | 竣工予定 |



(文部科学省、会計検査院のPFIによる建替え完成予想図)

大都市圏における国際港湾の機能強化

(平成13年8月 都市再生プロジェクト決定 大都市圏における国際交流・物流機能の強化)

プロジェクト決定

大都市圏の国際港湾において、「いつでも、より速く、より安く」を目標に、港湾の24時間フルオープン化や輸出入等の手続のワンストップサービス化、国際コンテナターミナル機能強化を進める

施策の進展

平成13年11月より、荷役(積卸)の元日を除く364日24時間フルオープン化を実施。主要港湾を中心とし、ゲート作業(港湾外への貨物の搬出作業等)についても24時間化に向けた取組みを実施中

コンテナ貨物の港湾内滞留時間 3.5日(H13年) 2日(H17年)

平成15年7月より、輸出入・港湾関連手続(税関、港長、港湾管理者、検疫所、入国管理局関連)のワンストップサービス化

港湾の電子申請等システムの普及率 22%(H13年) 100%(H17年)

東京湾内のノンストップ航行の実現(18年度内目標)に向け、浅瀬浚渫等の航路整備、管制信号待ちの停船を解消できる自動船舶識別装置等の整備

[東京湾口~東京港] 4時間(決定前) 2.5時間(19年度)

国際水準の高規格コンテナターミナル整備等の物流機能強化策を展開中

今後の目標

スーパー中枢港湾プロジェクトの推進(目標:アジアの主要港並み)

- ・港湾コストは現状より約3割減
- ・コンテナ貨物の港湾内滞留時間を1日程度へ短縮

輸出入・港湾関連手続きについて、国際標準に沿った、より信頼性・利便性の高いシステムの構築

マンション建替えの円滑化

(平成13年12月 都市再生プロジェクト決定 都市における既存ストック活用)

プロジェクト決定

既存の民間の住宅を安心して更新できるよう、都市居住の主要な形態であるマンションについて、建替えの円滑化のための法制度を整備する

(マンションの現状)

・分譲マンションの総戸数約450万戸(平成15年末)

・今後、老朽化したマンションが急増

築30年超 約17万戸(平成13年末) 約100万戸(平成23年末)

国における施策

平成14年12月にマンション建替え円滑化法を、平成15年6月に改正区分所有法を施行

(法人格を有するマンション建替組合の設立、権利変換手法の導入による関係権利の円滑な移行、建替え決議要件の明確化等)

平成15年度予算においてマンション建替えのため補助制度等の拡充(平成15年度より5ヵ年以内に着手するもの限り)

マンション建替えの進捗状況

平成15年7月にNPO、地方公共団体、公益法人等からなる相談・情報提供体制の整備(マンション再生協議会:会長 横浜国立大学大学院教授 小林重敬)

平成16年3月現在、組合設立認可・事業計画認可済4件。権利変換計画認可済3件

マンション建替えの事例



現在



建替え後(予想)

(桜新町グリーンハイツマンション建替事業(マンション建替え円滑化法に基づく個人施行認可第一号))

臨海部における緑の拠点の形成

(平成13年12月 都市再生プロジェクト決定 大都市圏における都市環境インフラの再生)

プロジェクト決定

臨海部における緑の拠点の形成

- ・ 堺臨海部の公有地を森として整備、隣接する低未利用の企業保有地を長期暫定利用し、緑地を拡大
- ・ 尼崎臨海部の公有地を先行的に森として整備、これを核に民間の主体的取組を誘導し、長期的に緑を基調としたまちづくりを推進

国における施策

都市再生本部で全国都市再生の推進のため当面講ずべきその他の制度改善等として、企業保有の遊休地等の長期的・暫定的な借上げの推進による「期限付き」都市公園の整備を提示（平成15年11月）

「借地期限付き」都市公園について、借地期限終了時に廃止できることを明確化（都市公園法改正案を今国会に提出）

地方公共団体における取組

堺臨海部において企業保有地の一部の暫定的整備に着手予定（平成16年度）

尼崎臨海部の公有地について、都市公園事業・港湾環境整備事業に着手（平成14年度）、一部施設整備に着手予定（平成16年度）



歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり

(全国都市再生)

本部での位置づけ等

平成14年10月に全国都市再生で「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり」をテーマ設定

平成15年1月に地方公共団体、関係省庁からなる「歴史的たたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会」を設置し、平成15年5月に地方公共団体から提案された課題等への対応策をとりまとめ

(都市再生本部事務局、総務省、文化庁、経済産業省、国土交通省、函館市、会津若松市、佐原市、金沢市、岐阜県古川町、犬山市、京都市、奈良市、萩市、愛媛県内子町、臼杵市)

国における施策

前面道路が4m未満でも条件を付して建築更新ができる措置を導入
(建築基準法改正平成15年12月施行)

違反の広告旗や直接塗装の立看板について、即時除却が可能となるよう、手続きを簡略化(平成15年6月構造改革特別区域法改正)
当該特例措置の全国化及び景観法の制定(今国会提出)

歴史的たたずまいを継承した更新等を可能とするため、木造の軒裏や土塗壁の防火性能について実証実験し、その結果を踏まえ基準化予定
電線類の地中化について、浅層埋設方式の標準化の導入や、トランスのコンパクト化などによる低コストのシステムの開発を検討(16年度予算で計上)

地方公共団体における取組

臼杵市等で街並みを保全するまちづくりが進展

- ・ 中心市街地において、商店街のアーケードを撤去し、もともとの街並み景観を活かした趣のある空間に修景
- ・ 高速道路インターチェンジ整備(平成13年12月)の効果もあいまって、観光客が増加

(市全体観光客数 平成12年:45万人 平成14年:58万人(約3割増))

犬山市で歴史的街並みを大きく改変するおそれのある、長期末整備の都市計画道路の見直しを検討中

環境まちづくり

(全国都市再生)

本部での位置づけ等

平成14年10月に全国都市再生で「環境まちづくり」をテーマ設定
環境共生まちづくりの全国的なモデルを募集の上、平成15年6月に
7つの提案を選定。関係省庁からなる「環境共生まちづくり関係府省
連絡会議」を設置するとともに、各地域において協議会を設置し、推
進体制を整備

(都市再生本部事務局、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省、室蘭市、飯田市、田原市、近江八幡市、京都市、北九州市、日南市)

国における施策

ヒートアイランド対策大綱を策定(平成16年3月)

都市再生の観点から先導性の高い地球温暖化対策関連の技術開発・実
証に対する支援措置を創設(環境省：平成16年度石油特別会計予
算)

大規模な敷地の建築物を対象とした緑化率規制を導入(都市緑地保全
法の改正：今国会提出)

地方公共団体における取組

飯田市の天竜峡においてモデルプロジェクトを推進

・環境関連産業企業の立地

(ペットボトルリサイクル工場、新聞紙を断熱材にリサイクルする工場等が
稼働済)

・太陽光発電を導入し、地元産材を活用した環境共生住宅地の整備

(太陽光発電設置数(住宅用)は全国1位(平成15年3月末：578戸))

・地元産材を利用したバイオマス・水素等の再生可能エネルギーの普
及・活用等の推進

防犯まちづくり

(全国都市再生)

本部での位置づけ等

平成14年10月に、全国都市再生で「防犯まちづくり」をテーマ設定

平成14年11月に、防犯まちづくり関係省庁協議会（都市再生本部事務局、国土交通省、警察庁、文部科学省）を設置し、モデル地区（全国6地区）においてケーススタディを実施

施策の展開

平成15年7月に、防犯の観点から公共施設等の整備・管理に関する留意事項等を取りまとめ（都市再生本部事務局、国土交通省、警察庁、文部科学省）

平成16年4月に、防犯性能試験を踏まえ、防犯性能の高い建物部品目録を公表（防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議：国土交通省、警察庁、経済産業省、民間業界団体）

ドアの切り破り



窓ガラスの打ち破り



〔 玄関用ドア、錠、窓、シャッター等の建物部品について、防犯性能試験を実施し、5分以上侵入を防ぐ性能を有するものを防犯性能の高い製品として目録に掲載、公表 〕

地域における防犯まちづくりの進展

【東大阪モデル地区の例】

関係者（警察、府、市、自治会、PTA等）による地元協議会活動を踏まえ、住民による防犯ボランティア組織の結成（平成15年5月）、パトロール等のソフト活動や、通学路の見通しの確保等、ハード面での改善を推進

これらの取組等を通じ、モデル地区の犯罪件数が減少する効果（平成15年 前年比22%減）

高齢者の安心まちづくり

(全国都市再生等)

本部での位置づけ等

平成14年10月に全国都市再生として「高齢者の安心まちづくり」をテーマ設定

平成14年11月に高齢者の安心生活協議会を設置

(メンバー：内閣官房都市再生本部事務局、厚生労働省、国土交通省、地方公共団体)

なお、都市における既存ストックの活用として、建物のバリアフリー化に係る制度強化を決定(平成13年12月都市再生プロジェクト決定)

施策の展開

高齢者向けの住宅・福祉施設について、検索、比較が可能となるよう、神戸市において、一元的な情報提供と相談体制を整備(平成16年10月本格始動)

図：神戸市の事例(「すまいるネット」)



建築物のバリアフリー化について、一定の新築建築物等に対する義務付けの創設と努力義務対象の拡大(ハートビル法改正 平成15年4月施行)